

元気派市民の会は、平成7年から「市民が主役のまちづくり」を掲げ、行政は納税者・主権者である市民の意思に基づき市民のための仕事をする地方政府として位置づけ、市民の暮らしを大切にしたい市政運営を求めてきました。

市民である私達は自分たちのまちは自分たちでつくる自主・自立の精神と責任を持って、共に力を合わせながらまちづくりに取り組む必要があります。国では高齢者の尊厳の保持と、自立生活支援の目的のもと、住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けるよう、地域の包括的な支援・サービス提供体制（地域包括ケアシステム）の構築を急ぐよう基礎自治体に求めてきています。

それは、全国で認知症を患う人の数が2025年には700万人を超えるとの推計値から、65歳以上の高齢者のうち、5人に1人が認知症に罹患する計算になるからです。認知症高齢者の数は2012年の時点で全国に約462万人と推計されており、ここには平常と認知症の中間状態が約400万人と推定されている人を加えると、その人数の多さからも国民的課題であることがわかります。当然、市民にとっても大きな課題です。

一方、子どもの貧困、子育てのしにくさ・保育園不足、非正規雇用による将来を展望できない若者の増加、初めて生保の受給者の半分以上が65歳以上の高齢者世帯で占めたとの新聞報道もありました。

障がい者差別解消法ができて、まだまだハードソフト両面からこれから取組まなければならない課題が山積しています。

現在の社会問題を幾つか指摘しましたが、こういった現状からも「全ての市民の、尊厳の保持と自立生活支援を行う地域包括ケアシステムの構築」が必要と考え、3月議会での基本的施策に対する質問の中でも取り上げました。

3月議会で市長は市民生活支援についての質問に対して、「市民の生活を大切にすることは私の市政経営の原点」、市民生活支援が市政の第一義と常にお話しされていますが、どういうビジョンを持ってそれを実践されていくのかが見えてきません。

市長任中に連動して、基本計画が修正されましたが、そこには4つの重点プロジェクトが示され新たに検討要素も加えられましたが、その図をみた時、何を市政の第一義のプロジェクトと捉えているのかが明確には伝わってきません。

調布市では人口が微増していますが、調布市人口ビジョンで行ったシュミレーションでは平成36年の23万人をピークに減少する一方で、平成42年には4人に一人が高齢者になると予想されています。

今後の財政見通しでは現行水準を確保できると見込んでいますが、消費税の増税は先送りされていますが社会保障関係経費の伸びは大きく、公共施設白書を見ると施設量全体の6割が建設後30年を越えていることから、今後の改修、施設更新の費用を考慮していく必要があります。

こういった状況を踏まえる中で、いつ来てもおかしくない震災へ備え、市政の第一義である市民の暮らしを大切にしたい「総ての世代の暮らしを支えるまちづくり」を市政の基本に据えて、まちづくりを進めるよう求める立場から、順次質問していきます。

(1) 調布市民の暮らしを支えるまちづくりについて

地域包括ケアシステムについて、平成25年6月13日に発表された厚生労働省老健局「持続可能な介護保険制度及び地域包括ケアシステムのあり方」に関する調査研究事業報告書により、地域包括ケアシステムは、住み慣れた自宅や地域で生活支援の目的のもと、住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを続けるよう、地域の包括的な支援・サービス提供体制をつくることを指していますが、元来、高齢者に限定されるものではなく、障がい者や子どもを含む、地域のすべての住民のための仕組みであり、すべての住民の関わりにより実現。

市町村が、地域住民の意識付けや個人の意欲の組織化を施策として積極的に取り組

み、社会全体の運動につなげていくことが重要であるとし、地域包括ケアシステムにおいて取り組むべき方向は、地域のすべての住民、地域の諸主体が、地域に固有の資源を活用して、地域の特性にあった仕組みを構築することとしています。

地域包括ケアシステムが目指すべき方向は、言い換えれば、総ての世代の暮らしを「参加と協働のまちづくり」で支えるべく取り組んでいくということになるのではないのでしょうか。

3月議会で地域包括ケアシステムについて質問したところ、答弁で「市政の第一義は、市民生活支援、言い換えれば安心して住み続けられるまちづくりとして、そのために横断的連携による施策の推進を深化させていく。「地域におけるトータルケアの推進」を重点施策に掲げ、福祉のネットワークの構築とコーディネート機能の強化等に取り組んでいて、福祉3計画の改定の中で、これまで培ってきた地域との関係性を十分に生かしながら、その連携の幅を広げる取組の中で、引き続き、トータルケアに向けた仕組みづくりに取り組む」とのことでした。

様々な世代が様々な困難な課題を抱えています。すべての世代を支えるという視点を持って、地域包括ケアシステムを優先的に実現しなければならない政策と考え具体的に何点か質問します。

- ① 市長が考える市民生活支援に対するビジョン・実践についてお聞かせください。
- ② そのことを全庁的に、また関係機関で、市民で共有できていると認識されているのでしょうか。
- ③ 共有するために、どのようなことをされているのか。
- ④ 地域包括システムの理念を、市長はどう捉えているのかお聞かせください。
- ⑤ すべての市民を対象とする地域包括ケアシステムが必要と考えますが、市長はこの点についてどうお考えでしょうか、それぞれについてお答えください。

(2) 福祉3計画の見直しに当たり、市民の暮らしを支えるビジョンの策定を

今後の人口動態について、触れてきましたが、非婚化も広がり一人世帯も増え2040年には後期高齢者数が、東京都では2010年の123万4000人から2040年には213万9000人と急増する社会が徐々に迫っています。

調布市も例外ではありません。先ほどもお話したように2023年平成36年23万人をピークに2040年には4人に一人、2045年には3人に一人が高齢者と想定されています。75~79歳の認知症の発症率7.1%を掛け合わせた時、特別養護老人ホームへの入所待機者が今以上に増え、年金や医療での給付も膨らんでいきます。市としても2040年を見据え、団塊の世代が後期高齢者と呼ばれる75歳になる2025年問題への取組みは大きな行政課題です。

都市部では、コミュニティの醸成ができていくという特徴があります。現在、そのために行政は地区協議会の設立に力を注いでいます。

この地で安心して暮らし続けるためには、市民の力を活かすネットワーク化を図り、いつ来てもおかしくない地震にも備えていくには、役所を中心とした市政運営から、地域のことは地域で解決できるための仕組みを考えハード、ソフト両面から支援していくことが求められます。

高齢者に重点を置いた計画づくりから一歩前に出て、市として今ある資源をどう生かし、ネットワークを図り、機能する計画にするのが重要です。地域福祉計画に位置付けられた地域福祉コーディネーターと生活支援コーディネーターの考え方の整理も必要です。

何より市民の暮らしを支える骨格になる考え方を全庁的に共通認識して、市の第一義である市民生活支援の政策を明確に位置付けたビジョンを策定していくべきではないのでしょうか、そこで質問します。

- ① 3月議会での答弁に、修正基本計画には「横断的連携による施策の推進」を深化させる中で、誰もが住み慣れた地域で安心してその人らしい生活をおくることができるよう、地域における包括的な福祉の仕組みづくりが重要との答弁でした。

私もそう考えますが、こういった考え方を福祉3計画や関係する様々な計画に反映するためには、市民の暮らしを支える市としてのビジョンが必要ではないでしょうか。

②福祉3計画の関係性は図で示すように地域福祉計画が横ぐしになっていますが、それに連携する計画があることがわかります。こうみていくと関係するすべての計画を支えるビジョンがこの上に必要なことが見えてきます。

ここに川崎市包括地域ケアシステム推進ビジョンがあります。ここには、「一生住み続けたい最幸のまち・川崎をめざして」として、すべての地域住民を対象にしたシステムとして目標や方針・施策を共有した計画を進めていくビジョンが示されています。では、調布市における3計画で共有すべきビジョンについて、市としてはどうお考えでしょうか。少子高齢化にも対応するために、どのような視点が必要とお考えでしょうか。

③今回の一般質問の答弁に地域福祉計画の中で公共交通について検討するといった趣旨の答弁もありましたが、修正基本計画の重点プロジェクトのアクション1にある地域包括ケアシステムに横断的連携による施策展開に関係する各所管はどのように計画に参画するのでしょうか。

計画への市民参加をどう考えていくのでしょうか。このアクション1にありますように、このビジョンは様々な部がかかわる横断的連携による施策を推進していくことになることから、進行管理は行政経営部が行うべきではないでしょうか、お答えください。

④現在、地域福祉計画に位置付けられた地域福祉コーディネーターと高齢者総合計画の中で位置付けられた生活支援コーディネーターの違いは何か、市民には、その役割の違いがわかりにくいものになっています。

市によっては兼務する場合もあるようですが、調布市としては2つの仕事についてどのように整理されているのでしょうか。

⑥ 地域福祉を推進するには様々な機関や団体等との連携が不可欠ですが、市は地域との関係性を十分に生かしながら、その連携の幅を広げる取組の中で、引き続き、トータルケアに向けた仕組みづくりに取組むとこれまで説明されてきていますが、この点については具体的に何をいうのでしょうか。

(3) 介護者支援について

介護の社会化をめざして介護保険ができましたが、現実的には施設も介護職も不足しています。政策的に在宅介護へ誘導していますが、老老介護など深刻化する超高齢社会に備えるには、地域の介護者を発見・理解し、介護者を孤立させない共生社会を築き、介護者の当たり前の生活を尊重し、支え合うことが必要です。

これらを実現するためには、今後は地域包括ケアシステムのなかに介護者支援を位置付け、計画の中にも反映し、社会全体で介護者を理解し支える体制整備が求められます。

厚生労働省の科学研究費補助を受けて慶応大学が実施した「認知症の人の医療や介護で社会全体が負担するコスト」の推計調査によりますと、2014年度で認知症の人の医療費は1.9兆円、介護費は6.4兆円、家族等が無償で実施するケアにかかる費用インフォーマルケアコストは6.2兆円、結果2014年段階で日本における認知症の社会的費用は年間14.5兆円となります。

今まで介護者については、その費用が認識されていないことで、その政策が遅れていることはご承知の通りです。

今回の結果からも認知症に関わる人も本人と同様に介護者の人生や生活が向上していくための施策をシステムの中に位置付けていかないと介護離職ゼロという政策は政府の掛け声倒れに終わることは明らかです。

① 市は今後介護者に対してどのような支援を考えていかれるのでしょうか。特に家族への支援を初期の段階からどのように支援していくのでしょうか。介護者への支援について明確にするためにも介護者支援法も必要ではないでしょうか、ご見解を求めます。

- ② ケアシステムには、認知症の初期段階も含めた本人と当事者を支える家族である介護者を支えることがより重要です。スコットランドでは、認知症の方の自宅に訪問して必要に応じたサービスの調整を行うリンクワーカーという制度がありますが、京都府では認知症総合対策として、初期から終末期までワンストップで支える日本版認知症リンクワーカーの養成を開始するという先進事例もあります。市に人材育成センターがありますが、今後こういった面での養成もお考えでしょうか。
- ③ 認知症でも、若年性認知症に対するサービスは少なく高齢者対象のデイでは居場所がないといった声も聞かれますが、調布市には若年性認知症の方は何人おられるのでしょうか。本人はもとより家族の支援体制は整っているのでしょうか、お聞かせください。
- ④ 地域の人々の認知症への理解が、介護者への支援となります。認知症サポーター養成講座の実施状況はどうなっているのでしょうか。その成果はどうでしょうか。
- ⑤ 認知症サポーター養成講座の講師となるキャラバンメイトの養成が急がれますが、他市で研修を受け講師の資格を得たとの話も耳にしましたが、キャラバンメイトの養成については、どのように考え進めていかれるのでしょうか？

(4) 住民参加型福祉について

厚生労働省は7日、全国で認知症を患う人の数が2025年には700万人を超えるとの推計値を発表しました。65歳以上の高齢者のうち、5人に1人が認知症に罹患する計算となります。認知症高齢者の数は2012年の時点で全国に約462万人と推計されており、ここには平常と認知症の中間状態が約400万人と推定されている人数は計算されていません。

約10年で1.5倍にも増えますが、そのはざまに悩む当事者、当事者を支える家族介護者を併せて考えると、この問題がいかに急ぎ取組まなければ間に合わない国民的課題だということは明らかです。

厚生労働省は、同結果を踏まえ、認知症対策のための国家戦略を急ぎ策定するとしていますが、制度改革により要支援者向けの事業の実施主体が保険者である市の仕事になりました。

この制度改革は、改悪というべきものですが、地域全体でお互いに支えあって自分たちで主体的に地域をつくっていく自治をつくっていくという観点から考えてみると、市内にはこれまでも、その必要性を認識し、市民自らが参加して進めてきた支えあいの活動が多く存在します。しかし、現在かかっている市民だけでは支えきれない時代になりつつあります。そこで質問です。

- ①より多くの市民が地域のことに関心を持ち、自分のできる範囲でそれぞれできる活動をしなが、地域課題を皆で考え解決しようとする地域コミュニティをつくっていくことが、急ぎ求められる課題ではないでしょうか。総合事業の担い手として住民参加型事業をどのような位置づけでしょうか。
- ②市民は、ひだまりサロンを開いたり、患者会で話し合いを持ったり、ボランティア活動をしたり、それぞれ地域のために活動しています。この市民の力を繋げることが今後重要ですが、行政の役割を今後どう果たしていくのでしょうか。
- ③総合事業に市民の参加が期待されていますが、研修をはじめとする人材育成をどのように進めていくのでしょうかお聞かせください。

(5) 地域福祉センターを地域包括システムの拠点に

いつ起きてもおかしくない震災等考慮すると地域で機能できる体制づくりは急ぎ作っていかねばならない課題です。また2025年、その先の2040年を見据えた時、ケアシステムの拠点として、また総ての世代の暮らしを支えるまちづくりの視点からも利用しやすい圏域で地域包括システムを進めていくと想定すれば、市は10地域を福祉圏域と定めていますが、地域福祉センターを核として施策展開していく必要があるのではないのでしょうか。

様々な情報を集約していることで、人がそこに集い、交流し支え合い地域の課題解決していく場所があることで活性化し、機能します。市民にどう利用したいのか聞くことも大切ですが、今後50年間を見据えた時、どのような位置づけにしていきたいのか考えていく必要があります。

①『地域住民の福祉，文化の向上及び住民相互の連帯ときずなを深め，豊かな地域社会の形成を図るため，調布市地域福祉センターを設置する。』とあります。少子高齢時代における「豊かな地域社会の形成を図るため」には、行政と市民による協働、住民自治や地域分権を実践する場所、『自治の館』という視点が必要ではないでしょうか。

②地域包括ケアシステムが参加と協働のまちづくりによって実現するならば、地域福祉センターこそがその拠点にふさわしいと考えますが、市はどう位置づけていくのでしょうか。地域福祉センターの在り方検討で得た住民の意見も取り入れながら、市のビジョンを示すことも必要と考えますが、ご見解をお聞かせください。

市長答弁

(1) ただいま、大河巳渡子議員より全ての世代の暮らしを支えるまちづくりについての御質問をいただきました。

私からは、調布市民の暮らしを支えるまちづくりについてお答えします。

まず初めに、市民生活支援についてであります。市民の生活を大切にすることは私の市政経営の原点であり、今後も変わることはありません。

平成27年度から平成30年度までを計画期間とする修正基本計画においても、4つの重点プロジェクトを基軸に各施策を着実に推進するとともに、引き続き、市政の第一の責務として、市民の安全・安心の確保と市民生活支援を基調とした取組を継続していく考えを改めてお示しさせていただいたところであります。

その中で、2025年を見据えた高齢者福祉、介護保険制度改正に伴う取組、子ども・子育て支援新制度に基づく取組、子どもの貧困対策や生活困窮者自立支援など、市民生活に大きな影響を及ぼす制度改正に伴う新たな課題に対し、市としても重要課題として対応すべく、計画に位置付けたところであります。

また、「横断的連携による施策の推進」を新たに基本計画のアクションの一つに位置付け、施策を横断する諸課題に対しての連携・推進体制を明確化しており、これにより、それぞれの課題に関連する施策の効果的な展開を図っております。

さらに、昨年10月に策定した「調布市まち・ひと・しごと創生総合戦略」においても「市民生活支援を基調とした安心・安全な暮らしの確保」を基本目標の一つに位置付けたところであり、総合戦略の取組と基本計画の取組を有機的に連動させることで、更なる実効性の向上につなげ、市民が安心して住み続けられるまちづくりを進めて参りたいと考えております。

次に地域包括ケアシステムについてお答えします。

地域包括ケアシステムは、重度の要介護状態となっても、住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される仕組みであり現在、高齢者総合計画においては、重点施策としてその構築に取り組んでおります。

なお、身近な地域でいきいきと活動し、豊かな地域社会の形成を図る場を、地域包括ケアシステムの取組と連携させていくことは重要な課題であると考えます。そのため、地域包括ケアシステムの拠点のあり方については、既存施設やコミュニティ施設の設置状況や、求められるニーズとサービス提供の方向性などを踏まえ議論していくことは、意義のあることだと考えております。

一方、近年は、生きづらさを抱える方の社会的孤立の問題や、生活困窮、ひきこもりの問題など福祉の課題は多様化・複雑化し、複数の分野にまたがる横断的な課題としての対応が必要になっております。

このような現状において、対象者を高齢者などに限定せず、誰もが住み慣れた地域で、安心して、その人らしい生活をおくることができるよう、地域における包括的な

福祉の仕組みづくりを進めることは、重要であると認識しております。

調布市では現在、地域福祉計画において「地域におけるトータルケアの推進」を重点施策に掲げ、すべての市民を対象として、ともに支え合い、助け合う地域福祉を推進するため、ネットワークの構築等に取り組んでおります。

今後につきましては、社会情勢や福祉施策を取り巻く状況等を総合的に勘案しながら、地域の実情に合った新たな取組などを引き続き検討して参ります。また、地域福祉計画、高齢者総合計画、障害者総合計画の施策を着実に、効果的に展開するなかで、誰もが安心して、自分らしく、いきいきと暮らせるまちづくりを目指して参ります。

その他の御質問につきましては、担当よりお答えいたします。

行政経営部長答弁

(2) 私からは、「横断的連携による施策の推進」の進行管理についてお答えします。

平成26年度に時点修正しました修正基本計画では、重点プロジェクトを基軸とする施策全体をより効果的に推進していくために新たに2つのアクションを位置付け、関連する施策を有機的に連動させた展開を図っております。

その一つである「横断的連携による施策の推進」については、これまで以上に各分野を横断し、部や施策の枠を越えて対応すべき主要事業や課題について、連携体制による情報共有や連絡調整の充実を図りながら取組を進めているところであります。

その進行管理については、昨年度から行政評価の取組の中で、2つのアクションの視点を踏まえた施策の振り返りを行い、施策評価結果を報告する7月の行政経営会議においては、重点プロジェクトごとに関係課長が一堂に会し、横断的連携テーマにおける取組の現状や課題等についても説明・審議を行うことで、連携・調整につなげています。

また、毎年度、年度当初に作成する各部の経営方針において、庁内横断的に連携・調整すべき事項について、現状と課題、今後の取組の方向性等を記述する項目を今年度から新たに設け、横断的連携による施策展開を推進しています。

こうした取組を通じて、庁内における横断的な取組における情報や課題を共有し、更なる連携に向けた意識付け、取組の推進につなげ、基本計画に位置付けた重点プロジェクトをはじめとする施策・事業の実効性向上を図って参りたいと考えております。

高齢福祉部長答弁

(2)(3)(4) 私からは、いただいた御質問のうち、「福祉3計画」、「介護者支援」及び「住民参加型福祉」についての、3点の御質問について、順次お答えします。

はじめに、福祉3計画の見直しに当たり、市民の暮らしを支えるビジョンについてお答えします。

地域福祉計画・高齢者総合計画・障害者総合計画のいわゆる福祉3計画は、各計画とも調布市総合計画を上位概念として体系付けて策定しており、基本構想で掲げた、まちの将来像や基本目標のもと、各施策を展開しております。

さらに福祉3計画においては、地域福祉計画が、他の計画を「地域」という視点で横断的に連携付けており、各計画間の整合を図っております。

また、基本計画に位置付けたアクションの一つである横断的連携による施策の推進を踏まえ関係各課との連携や市民との協働による取組を進めております。

具体的には、地域包括ケアシステムの構築においては、住宅部門との連携による住まいの場の確保や、学校との連携による高齢者福祉の理解促進などに取り組んでおります。

市民参加の取組については、高齢者福祉推進協議会等の意見を反映しながら、施策を推進しているほか、生涯学習の振興などにより、高齢になっても生き生きと暮らし続けられるまちづくりに取り組んでおります。

今後の福祉3計画の次期改定に当たっては、「地域」という視点で引き続き各計画と

も横断的な連携を図るとともに、基本計画との整合を図りながら目標やビジョンを共有し、議論を深めるなかで、地域が一体となった福祉のまちづくりの推進に取り組んで参ります。

次に地域福祉コーディネーターと生活支援コーディネーターについてです。地域福祉コーディネーターは、地域福祉計画に基づき配置を開始し、既存の公的なサービスだけでは十分な対応が困難な方などに対し、地域の生活課題の解決に向けた取組を行っております。

一方、生活支援コーディネーターは、高齢者総合計画における取組の一つであり、地域における生活支援等の体制整備に向けた調整役として配置されております。現在は、調布市全体におけるネットワークの構築や担い手の発掘などに取り組んでおりますが、今後は、10月から開始する介護予防・日常生活支援総合事業の進捗等を勘案しながら、国における日常生活圏域レベルの、各地域への生活支援コーディネーターの配置についても、適宜、検討していく予定です。

このように、地域福祉コーディネーターと生活支援コーディネーターの2つのコーディネーターは、それぞれ異なる役割を担って配置をされておりますが、地域の課題やニーズの把握など共通するものも多くありますので、2つのコーディネーターが密に連携をすることで、重層的な取組を進めて参ります。

次に地域におけるトータルケアの推進に向けた具体的な取組についてです。

平成29年度までを計画期間とする地域福祉計画においては、地域における自助、互助、共助、公助の役割分担を踏まえながら、有機的に連動して支援を提供する仕組み、すなわち、地域におけるトータルケアの推進を必要としております。また、このような仕組みを適切に機能させるために、コーディネーターの役割が求められているとしております。調布市では、この計画を具現化するため、平成25年度から市内の南北2地域で地域福祉コーディネーターをモデル的に配置し、地域とのネットワークづくりなど様々な取組を進め、平成27年度からは東西南北4地域に拡充して、取組の充実を図っております。

今後は、生活困窮者自立相談支援事業の相談・支援窓口である「調布ライフサポート」などの新たな福祉サービスの担い手とも幅広く連携することで、引き続き、トータルケアに向けた仕組みづくりに取り組んで参ります。

次に、介護者支援についてお答えします。

介護が必要な高齢者が在宅生活を続けていくためには、公的なサービスの充実とともに、家族等の介護者によるインフォーマルな支援が不可欠であることは強く認識しております。

市では、第6期調布市高齢者総合計画に位置付けた介護者に対する支援として、介護者講座や介護教室等を実施するほか、介護者同士の交流の場の提供を行っておりますが、今後の高齢者を取り巻く社会環境を考えますと、更なる充実が必要であると考えます。

第7期調布市高齢者総合計画の策定に当たっても、重要な課題になると考えており、介護者の状況に合わせた介護者支援を充実させることができるよう、計画への位置づけを検討して参ります。

認知症の方やその家族への支援としましては、認知症対応の流れを分かりやすく示した、認知症ケアパスの活用等を通して、市民に認知症に関する理解を深めていただくことで、社会全体で高齢者を支える仕組みを整えて参ります。

認知症リンクワーカーにつきましては、地域包括支援センターに配置する認知症地域支援推進員その役割を果たすことが有効と考えております。

認知症が疑われる方や認知症と診断された方や家族等に対して、医療機関や介護サービス、地域の支援機関をつなぐコーディネーターの役割を果たすことや、認知症に関する社会資源等の情報収集及び提供、認知症に関する事業・制度の住民への周知、認知症の人やその家族を支援する相談業務等を担うことを考えております。

若年性認知症の有症率は、東京都の「若年性認知症相談支援マニュアル暫定版」に

よると、18歳から64歳までの人口10万人に対して47.6人とのことですので、調布市の若年性認知症の方は、約100人程度と推計されます。若年性認知症の方及びその家族への支援に関しましては、地域包括支援センター及び高齢者支援室において相談を受けております。

次に、認知症サポーター及びキャラバンメイトの養成についてです。認知症サポーター養成講座は、平成18年度から開始し、これまでに

5,600人余の方が受講しています。平成27年度は46回開催し

1,740人の参加があり、受講者数は大きく増加しております。こうした状況を踏まえ、今後、認知症サポーター養成講座を市内で多数開催できるよう、講師であるキャラバンメイトを養成する研修を市で実施し、認知症サポーター養成の充実に努めて参ります。

次に、住民参加型福祉についてお答えします。

調布市においては、社会福祉協議会が実施するひだまりサロンやボランティアグループのほか、ゆうあい福祉公社が実施する住民参加型サービスなど、地域住民による支え合いの活動が活発に行われていると認識しております。

こうした住民同士の支え合い活動をコーディネートし、ネットワーク化することで、地域の互助の力が増すものと考えますが、市といたしましては、平成27年度から配置した生活支援コーディネーター等の活動を通して、地域福祉コーディネーターとの連携を充実させることにより、地域住民の活動をつなぎ、広げていくことが重要であると考えます。

また、本年10月から開始する介護予防・日常生活支援総合事業では、高齢者は支えられるだけでなく、元気な高齢者の方々には、支える側としても活躍いただくことで、介護予防につなげることを目的の一つとしており、これまで活発に活動してきた地域住民の方が、総合事業の担い手としても御活躍いただけるものと期待しております。